

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 25 年 5 月 27 日

議席番号 19 番

東村山市議会議長 様

質問者 駒崎 高行

記

質問の項目と要旨

1. 井戸の利用で市役所の災害対策強化を

本年の 4 月 13 日付東京新聞に「井戸で賄う職員の水 世田谷区が災害対策強化」、また 4 月 17 日付朝日新聞に「災害時 世田谷は井戸水」との報道があった。井戸とろ過設備により、飲料水にも利用するというものだが、従来から病院や大学、飲食店の工場などで導入されていたものが、東日本大震災以降、例えば狛江市でも導入が決定するなど導入が増加している。

飲料水だけでなくトイレを主にした生活用水にも当然利用できることから、防災拠点として安定的に稼働することが重要な市役所本庁舎またはいきいきプラザに同様の備えが必要と考え、また住民にも益が大きいと思われるので以下伺う。

- (1) 世田谷区、狛江市などの事例への市の認識と評価を伺いたい。
- (2) 飲料水については職員用の立て分けはされていないと思うが、世田谷区では職員 2400 人の 3 日分で 14000 本以上のペットボトルが必要と試算している。当市に当てはめてペットボトル買い替え費用の概算と保管場所について伺う。
- (3) 防災の観点での、トイレを主にした市役所の生活用水の備え、考え方はどのようなものか。
- (4) 費用面では、リースとすることで初期投資は大きく抑えられるとともに年 200 万円程度の水道料金の削減になる事例もあるという。よって年間の市役所本庁舎といきいきプラザのそれぞれの水道使用量、水道料金を伺う。
- (5) 市役所職員が特別ということではなく、市民にも飲料水はもとよりトイレが使用できることと長期化する場合には入浴する機会を提供することができることは大きな安心感に繋がると考える。また燃料不足という大きな教訓もあることから、水、電気について設備更新を真剣に検討し早期の導入を求めるが見解を伺う。

番号	質問の項目と要旨
	<p data-bbox="165 405 823 443">2. 防災兼用農業井戸の設置について</p> <p data-bbox="165 528 1433 703">都の都市農業経営パワーアップ事業の対象に防災兼用農業井戸の設置が加えられ、防災と渇水に対する備えが進むことを期待する。ただ、農業者の方からは、市の規則で手押しポンプ設置とされていること、市の補助が他市と比較して少ないのではないかという声があることから以下伺う。</p> <p data-bbox="165 719 1433 893">また過去、浅井戸への補助について一般質問させていただいたが、都の補助は事業費 1000 万円の 2 分の 1 補助であり、深井戸を想定していると思われる。4 月 27 日付読売新聞夕刊には「首都 暴れる地下水」という見出しで都内の地下水位上昇を報じていることから、浅井戸についても再度見解を伺いたい。</p> <ol data-bbox="229 954 1433 1800" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="229 954 1433 1039">(1) 深井戸での手押しポンプの設置は意味がないと言われるが、市は浅井戸を想定していると考えてよいのか。 <li data-bbox="229 1099 1433 1229">(2) 都の都市農業経営パワーアップ事業の運用について で「災害時に備え、非常用電源の確保並びに機材の保守点検がなされること。」とあることからある程度の設備を想定していると思われるが、都の見解はどうか。 <li data-bbox="229 1290 1433 1375">(3) 今は都市農業経営パワーアップ事業であるが、それに類する過去の制度での、市の補助率の推移と周辺市の補助率を伺う。 <li data-bbox="229 1435 1433 1520">(4) この市の補助について、市長はどのように考え、今後どのようにされるのかを伺いたい。 <li data-bbox="229 1581 1433 1666">(5) 市内でも地域によるということだが、水位上昇についてと防災水利としての浅い井戸に対しての見解を伺いたい。 <li data-bbox="229 1727 1433 1812">(6) 深井戸に対して市の補助率 25%、10%と浅井戸を市の単独補助 50%としたときの費用対効果の比較を伺う。

番号	質問の項目と要旨
	<p data-bbox="159 450 1072 488">3. 風しん予防ワクチン接種費用助成の開始に際して</p> <p data-bbox="153 571 1414 748">先天性風しん症候群への対策について12月定例会で一般質問させていただき、4月5日には公明党会派として市長に要望書を提出させていただいた。5月15日から9割助成での予防接種費用助成が開始され大きく進展したことを最大限に評価する。開始された現状について、勸奨、周知について、予算の関係について、また実務面でも何点か確認させていただく。</p> <p data-bbox="221 808 1414 1989"> (1) 助成にいたる経緯と都の補助などを含めた制度の概要を伺う。 細かいことではあるが麻しん風しん2種混合ワクチンの場合の都の補助の考え方はどのようなものか。 (2) 現申請数と想定している申請数は何件か。また算出は難しいと思うが「風しん予防接種を受けたほうがよい概算人数」は男女それぞれ何人になるか。 (3) 3月時点で都内27自治体を実施するとしていたと記憶しているが、都内の実施の現状と周辺市の実施の状況を伺う。実施している自治体で費用助成の率はどのようになっているか。 (4) 年度開始直後での開始であったが、予算はどのように捻出されたか。 (5) 助成期間は、女性は本年度末までで妊娠している女性のパートナーは9月30日までとなっているが、期間決定についての都の考え、説明内容と、十分であるかどうか市の見解を伺いたい。 (6) 助成期間はやはり短く単年度では足りないのではないか。延長の可能性はいかがか。 (7) 単年度とすれば、期間が短い分だけ周知と個別勸奨について力を入れるべきと考える。個別勸奨の郵送と成人式や2人目以降の妊娠を視野に幼稚園保育園子育てサークルなどでの周知文書配布を徹底するべきと考えるが見解を伺う。 (8) 遡及の費用の還付と他市医療機関、市内指定医療機関以外での接種について、要望は寄せられていないか。可能とするにはどのような手順が必要か。 </p>